

固定資産再評価に関する新しい優遇税制

申請期限は2016年12月31日

インドネシア政府は固定資産再評価にかかる優遇税制¹として、財務省令PMK-191/2015を2015年10月15日に公表しました。これは投資手続きの簡素化や、附帯税の免除（サンセットポリシー）、Tax Holiday、Tax Allowanceなどの優遇税制を定めた経済パッケージの一環として出されたものです。

概要

- インドネシアに居住する個人および企業（恒久的施設を含む）は、2016年12月31日を最終期限として、この固定資産再評価にかかる優遇税制の適用を申請することができます。旧規則ではインドネシア・ルピアでの記帳が条件でしたが、新規則ではインドネシア・ルピアに加え、USドルで記帳を行っている場合も申請が可能とされています。
- 2016年12月31日の期限以後は、従来の財務省令No. 79/PMK. 03/2008が適用されます。
- 適用希望者は評価替えを実行する前に税務総局に申請する必要があります。税務総局は申請受領後1ヶ月以内に承認、または却下を判断します。
- 再評価に伴う差額は貸借対照表に反映され、資本の部に“xx年xx月xx日資産再評価（Asset Revaluation dated…）”という科目で独立掲記します。

再評価差額に対する分離課税（Final Income Tax）

- 再評価差額、すなわち再評価額と再評価前の税務簿価の差額は以下の税率で分離課税されます。

3%	2015年12月31日までに申請書を提出した場合（1 st Batch Requester）
4%	2016年1月1日から6月30日までに申請書を提出した場合（2 nd Batch Requester）
6%	2016年7月1日から12月31日までに申請書を提出した場合（3 rd Batch Requester）

- 申請時に鑑定評価レポート²が利用可能であれば、鑑定評価額に基づいて税額を計算します。申請時までに鑑定評価レポートを入手していなければ、見積評価額で仮計算し、レポート入手後に税額を再計算します。
- USドルで記帳している場合、USドルでの再評価差額を納付時の財務省レート（税務レート）でインドネシア・ルピアに換算して税額を計算し、インドネシア・ルピアで納付します。

再評価の対象となる資産

- インドネシア国内にあり、課税所得稼得のため使用される有形固定資産の全て、またはその一部が再評価の対象です。
- 再評価は鑑定評価額に基づきます。しかし、鑑定評価額が市場価格もしくは公正価値を反映していないと税務総局が判断する場合は、当局が再評価額を決定します。
- 本省令PMK-191/2015に基づき再評価された資産は、今後5年間は再評価することができません。

鑑定評価レポート入手後に申請する場合

この場合、(i)分離課税額の納付書、(ii)再評価する固定資産の明細、(iii)鑑定評価会社または評価人のライセンスのコピー、(iv)鑑定評価レポート、(v)再評価を行う直前期の監査済み財務諸表を、申請書に添付する必要があります。

鑑定評価レポート入手前に申請する場合

この場合、(i)分離課税額の納付書（見積評価額により仮計算した税額）、(ii)再評価する固定資産の明細を、申請書に添付する必要があります。

また、鑑定評価レポート入手後に税額を再計算し、(i)追加の分離課税額の納付書（仮納付額が確定税額より少なかった場合）、(ii)再評価する固定資産の明細、(iii)鑑定評価会社または評価人のライセンスのコピー、(iv)鑑定評価レポート、(v)再評価を行う直前期の監査済み財務諸表を、提出する必要があります。

なお、仮納付額が確定税額より多かった場合は還付の手続きが別途必要です。

¹ 財務省令では“特例措置”と書かれていますが、本ニュースレターでは趣旨を鑑み“優遇税制”としています。

² 再評価額は、資格を有したコンサルタントが発行する鑑定評価レポートのMarket Value市場価値額です。

申請期限は以下のとおりです。

2015年12月31日	1 st Batch Requesters
2016年6月30日	2 nd Batch Requesters
2016年12月31日	3 rd Batch Requesters

減価償却

- 再評価後の減価償却は、再評価額に基づいて計算されます。
- なお、再評価された資産は新規の取得資産とみなして、耐用年数が見直されます。
- 減価償却は再評価を実施した月から開始します。

再評価資産の移動または売却

税務上グループ1およびグループ2の償却分類に属する固定資産を償却完了前に移動または売却した場合、またはグループ3およびグループ4に属する固定資産ならびに土地・建物を再評価後10年以内に移動または売却した場合、

- 再評価差額は再評価時の法人税率（通常25%）で課税されますが、再評価時に納付した分離課税額は当該税額から控除されます。
- 移動または売却した月の翌月15日までに追加税額を納付する必要があります。
- 移動または廃棄が次の事由による場合、追加税額は免除されます。
 - 政府または裁判所により不可抗力が宣言された場合
 - 承認された合併、統合、拡張による場合
 - 資産に修復不能な損壊があった場合

ボーナス株式

再評価差額を資本に組み入れることにより生じる、追加的な金銭の払い込みを伴わない株式発行や株式額面の増額については税金が課せられません。

移行期間

従前の省令PMK-79/2008に基づき資産再評価を申請した会社は、本省令PMK-191/2015に基づいて再申請することができます。

KPMGコメント

本省令は、過少資本ルール of 負債資本比率を達成するための一つの手段になりうると考えられます。

しかし、会計上の取り扱いと異なる点があるため注意が必要です。たとえば、税務上は再評価する資産を個々に選択することが認められていますが、会計上は資産のグループ単位、すなわち機械装置などのグループ単位で再評価モデルを選択する必要があります。また再評価モデルを選択した資産グループは、PSAK16号に従い減価償却ではなく、定期的に測定した公正価値で継続的に再評価しなければなりません。

そのため、資産再評価の適用を検討する場合は、税務ならびに会計の両専門家と協議されることをお勧めします。

Contact us

税務 サービス

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話 : +62 (0) 21 570 4888
ファックス : +62 (0) 21 570 5888

kpmg.com/id

ジャパンデスク

石渡 久剛
KPMG Advisory Indonesia
E: Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

北岡 望
KPMG Advisory Indonesia
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

西本 弘（監査）
Siddharta Widjaja & Rekan
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

松本 太一（監査）
Siddharta Widjaja & Rekan
E: Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id

ローカル責任者

Abraham Pierre
Partner In Charge, Tax Services
E: Abraham.Pierre@kpmg.co.id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.